

Ⅸ 農山漁村の活性化

1 農山村施策の総合的な展開

1 地域資源を生かした多様な農村ビジネスの創出

農山村地域の所得向上と地域活性化

所得向上と雇用確保による元気で持続的な農山村を創造するため、地域活性化を目指すプランづくりから、新ビジネスの創出までを総合的に支援した。

元気な農山村創造プラン策定事業では、多様な人材の参画のもとで地域資源を生かした地域活性化を目指すプラン策定について、2地域（鹿角市花輪地域、北秋田市阿仁根子地域）を支援した。

また、農山村発新ビジネス創出事業では、地域資源と観光等の他分野との組み合わせによる新たなビジネスの創出に必要な取組について、3地域（北秋田市大阿仁地域、北秋田市上羽立地域、藤里町粕毛地域）を支援した。

<図>地元駅舎を交流拠点とした地域活性化

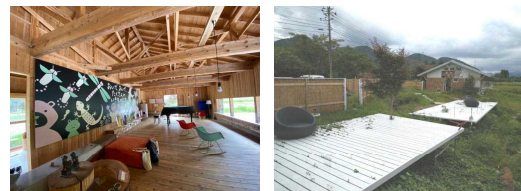
（北秋田市大阿仁地域）



地域特産物の加工兼交流拠点「がっこステーション」

<図>自然ふれあいカフェを拠点とした地域活性化

（北秋田市上羽立地域）



ホタルなどの生き物や自然に触れ合うカフェ

2 半農半Xの推進

半農半Xの実証調査を実施

農山漁村地域において多様な人材の確保や関係人口の創出・拡大を図るため、半農半Xの推進に向けた実証調査を実施している。

令和5年度は、鹿角市、由利本荘市、にかほ市、大仙市の4地域でモニター調査を実施し、県内外からフリーランスや会社員など24名が参加した。

参加者はリモートワーク等により本業を行いながら、受入農家のもとで農作業に従事するなど、取組の定着・拡大に向けた実証を行った。

<図>参加者による花きの収穫（にかほ市）



<図>参加者によるごぼうの収穫（大仙市）



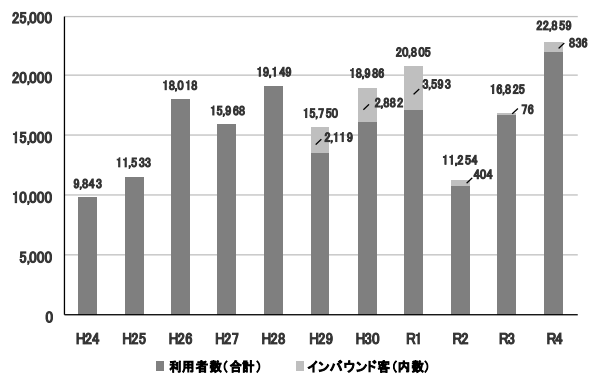
3 農泊の推進

◎農林漁家民宿利用者数の推移

農林漁家民宿（以下、農家民宿）の利用者数は増加傾向で推移していたが、令和２年度にコロナ禍の影響で大きく減少した。その後、コロナワクチンの普及や全国旅行支援等により、需要が回復し、令和４年度に過去最大を記録した。

なお、農家民宿と農家レストランの開業軒数は、令和４年度末時点で農家民宿が115軒、農家レストランが49軒となっている。

＜図＞農林漁家民宿利用者数 （単位：人）



資料：県農山村振興課調べ

（注）インバウンド客については、H29から調査

◎農泊の推進

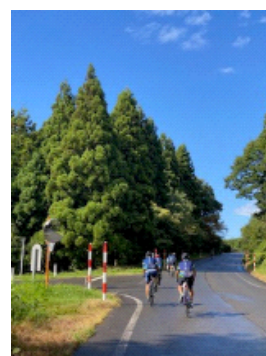
農山漁村地域において、多様なニーズに対応した都市農村交流を活発に行い、地域の活性化を図るため、農泊を推進している。

令和５年度は、大館市、藤里町、八峰町の農泊地域協議会が連携し、農泊とサイクリングを組み合わせた新規コンテンツ発掘の実証実験を行ったほか、農泊事業者に対し、ターゲットを意識した情報発信及びマーケティングに関する実践的な研修を実施した。

＜図＞農泊事業者 研修会



＜図＞地域連携 新規コンテンツ発掘



4 地域づくり活動の主体となる人材や組織の育成

◎農山漁村プロデューサー養成講座の開設

令和4年度から農山漁村プロデューサー養成講座「AKITA RISE」を開設し、農山漁村地域を支える人材や組織の育成を進めている。

入門編では、地域づくりの楽しさやワクワク感を感じる基調講演や事例紹介に加え、講師や参加者が情報交換を行う交流会を開催し、地域で活躍する人材の裾野拡大とネットワークづくりを進めている。

また、新たな取組にチャレンジしている個人・団体などを対象とした実践編では、ビジネスモデルの構築や地域づくりの実践に関する講義に加え、グループディスカッションや個別相談などを行い、地域の新たなプロジェクトの磨き上げを推進した。

〈図〉農山漁村プロデューサー養成講座AKITA RISE



5 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進

◎農村RMOの形成に向けた支援

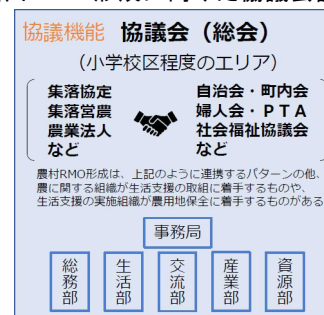
令和5年度から2地域（藤里町、にかほ市）で農村RMOの形成に向けた取組を開始し、「農用地の保全」、「地域資源の活用」、「生活支援」の3分野に係るビジョンや活動計画の作成等を行った。

注）農村型地域運営組織（農村RMO）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと。

※RMOは Region Management Organization の略

〈図〉農山RMO形成に向けた協議会設立例



〈図〉ビジョン作成のためのワークショップ



2 里地里山の保全管理と鳥獣害対策の推進

1 里地里山の保全

◎里地里山の保全活動への支援

農業・農村の有する多面的機能を県民共有の財産として次世代に引き継ぐため、優れた景観に加えて、多様な地域資源を活用して農地や環境の保全活動、交流活動等に取り組んでいる地域を「守りたい秋田の里地里山50」として認定しており、新たに横手市増田町の「真人山地域」を認定し、認定地域は令和5年度末時点で計53地域となっている。

これまで、認定地域のうち21地域に対して農地の保全や交流活動等の取組を支援しており、令和5年度は1地域（潟上市・草木谷地域）において農産物の収穫体験等を通じた交流が行われた。

◎「守りたい秋田の里地里山50」推進事業

認定地域をはじめとする里地里山の保全・継承に向け、その役割や魅力を広くPRするプロモーション活動（各種ポスター等の掲示、認定地域の物産販売）、フォトコンテスト、パンフレット作成等を実施した。

◎鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣による農作物被害防止に向け、市町村が作成する被害防止計画に基づき、推進体制の整備や生息状況調査、追い上げ・捕獲等の被害防止活動を支援した。

また、近年の目撃・捕獲数が増加しているニホンジカ・イノシシの被害を防止するため、研修会を開催した。

＜図＞稲刈り体験



＜図＞R5年度新規認定地域「真人山（横手市）」



＜図＞プロモーション活動



2 多面的機能支払交付金の取組

県内全市町村で「共同活動」を展開

農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、共同活動に取り組む組織に対し、農地維持支払交付金を交付している。

平成19～25年度までは農地・水保全管理支払交付金として、平成26年度からは多面的機能支払交付金として、共同活動を展開している。令和5年度には、県内全市町村で991組織が取り組んでおり、取組面積は98,243haと、県内耕地面積の67%を占めている。

共同活動の内容は、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充、水質調査や景観作物の植栽など、幅広い活動が展開されている。

13市町で「資源向上支払(長寿命化)」を展開

平成23年度からは、老朽化が進む農業用排水路や農道等の補修・更新等を行い、施設の長寿命化を図る活動に取り組む組織に対して、資源向上支払交付金を交付している。

令和5年度には、13市町で210組織が長寿命化に取り組み、土地改良区等の維持管理費の低減が図られており、取組面積は約2万haとなっている。

<図>農地維持活動(除草作業)



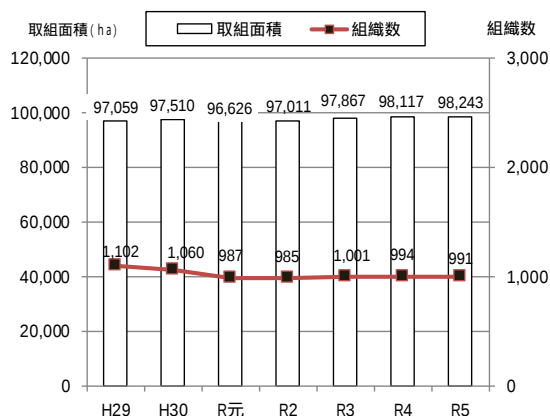
<図>農地維持活動(農道の維持作業)



<図>農村環境保全活動(景観作物の植栽)



<図9-1>多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数



資料: 県農山村振興課調べ

3 中山間地域等直接支払交付金の取組

県内22市町村で活動を展開

平成12年度から、農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄地の発生防止等の活動に取り組む組織に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付している。

令和5年度は、県内22市町村487協定で取組が行われており、取組面積は9,892haと、県内耕地面積の7%を占めている。

中山間地域の農業生産活動の維持等に向けた多様な取組を支援

交付金を活用し、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的な活動のほか、農業機械の導入や地域の植栽活動等、幅広い共同活動が展開されており、中山間地域の農地・集落機能の維持、さらには多面的機能の発揮が図られている。

また、農地保全はもとより、ドローンを導入し営農の効率化を図るなど、先進的な活動に意欲的に取り組む協定に対しては、交付金が加算されている。

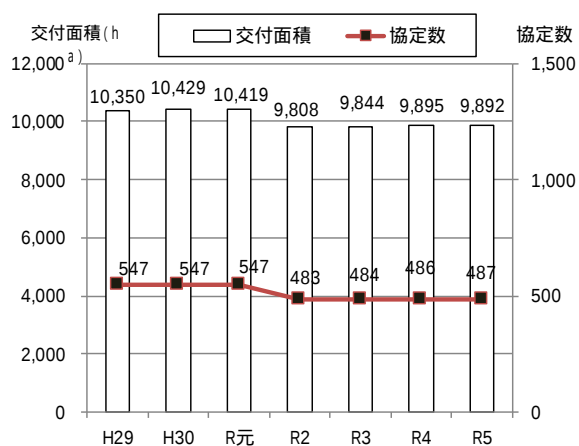
<図>農業用水路の土砂上げ作業



<図>地域の植栽活動



<図9-2>中山間地域等直接支払交付金の交付面積及び協定数の推移



資料：県農山村振興課調べ

<図>ドローンによる防除作業



4 遊休農地対策の取組

遊休農地再生の実施状況

荒廃農地・遊休農地は増加傾向にあり、令和4年度の荒廃農地面積は830haだった。県では、令和3年度に創設した遊休農地再生利用事業等で遊休農地の再生を支援しており、令和4年度は自己再生を含め35haの遊休農地が解消され、これまで再生した農地では、なたねやそば等が栽培されている。

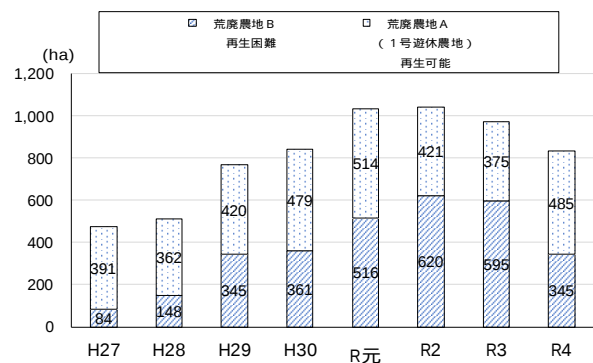
また、令和5年度からは、省力化作物の栽培や計画的な植林の取組等が可能な、最適土地利用総合対策事業により、県内2地区（大館市、由利本荘市）で粗放的な土地利用を実証するための取組を支援し、中山間地域等における農地の有効利用を推進している。

<表>荒廃農地の再生（解消）実績（単位：ha）

年度	H28まで	H29	H30	R元	R2	R3	R4	累計(H21～)
解消面積	1,068	78	85	63	111	91	35	1,531

資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

<図9-3>荒廃農地・遊休農地面積の推移



資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

注) 令和3年度から調査方法の変更により、荒廃農地の一部が山林原野扱いとなり、荒廃農地面積が減少。

<図>遊休農地再生利用事業・着手前（大館市）



<図>遊休農地再生利用事業・耕起完了（大館市）



3 安全・安心な地域づくりと施設の長寿命化の推進

1 防災重点農業用ため池等の防災・減災対策

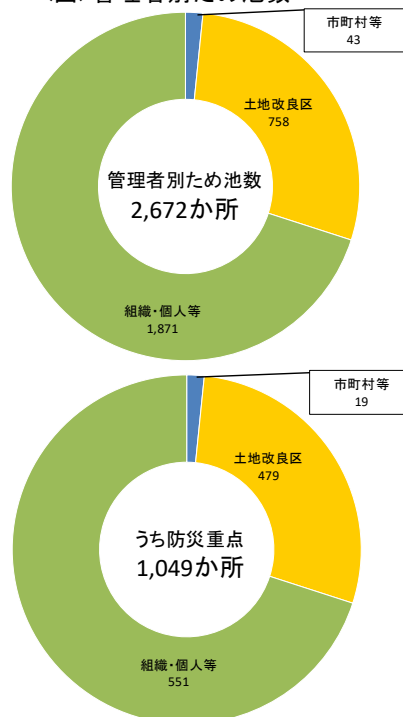
◎38か所で防災重点農業用ため池等を改修

近年、局地化・頻発化する豪雨や大規模地震等によりため池が決壊し、農地・農業用施設に被害が発生しているほか、人家・公共施設への被災が懸念されていることから、特に防災上重要な「防災重点農業用ため池」については、ハード・ソフト両面における防災減災対策が急務となっている。

県内の農業用ため池は、令和5年度時点で2,672か所で、うち1,049か所が防災重点農業用ため池に指定されている。

令和2年度に策定した防災工事等推進計画では、令和12年までの10年間で87か所の防災工事を実施する計画としており、地域住民の安全を守るため、令和5年度まで38か所（ため池廃止4か所を含む）の防災重点農業用ため池等において改修工事を実施した。

＜図＞管理者別ため池数



資料：県農地整備課調べ

2 森林の公益的機能の向上

◎保安林面積は全森林の55%

県内の保安林面積は、令和4年度時点で464,250haで、うち民有林が97,974ha、国有林が366,276haとなっており、森林総面積に占める割合は55%である。

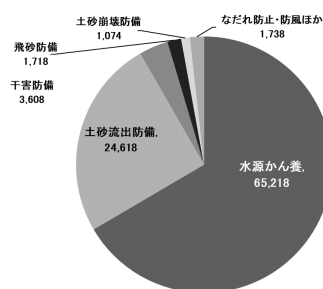
また、民有保安林の種類別面積では、河川上流部の森林等で、洪水・渇水の緩和や各種用水の確保を目的に指定される「水源かん養保安林」が65,218ha、集落上流の森林等で、表面浸食や崩壊による土砂流出の防止を目的に指定される「土砂流出防備保安林」が24,618haであり、この2種類で全体の92%を占めている。

＜表9-4＞保安林の所有区分別構成（R4）

区分	全 体 [ha]	保安林 [ha]	割合[%]
民有林	447,669	97,974	22%
国有林	391,809	366,276	93%
合計	839,478	464,250	55%

資料：東北森林管理局、県森林環境保全課調べ

＜図9-5＞民有保安林の種類別構成（R4）（単位：ha）



資料：県森林環境保全課調べ

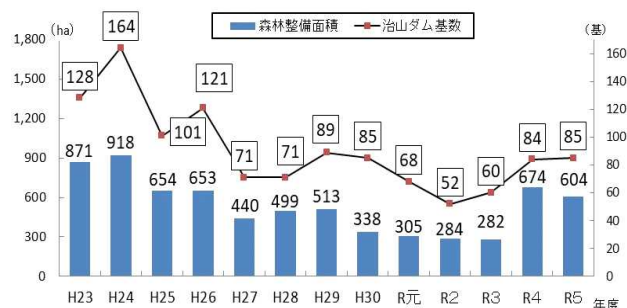
3 治山対策の推進

治山事業は107か所で整備

令和5年度は、鹿角市ヌカリ谷地地区をはじめとする107か所で治山施設（治山ダム85基等）を整備したほか、604haの森林整備を行い、水源かん養や土砂流出防止の機能向上を図った。

このうち、海岸部では飛砂、潮風、高潮等による被害を防止するため、能代市砂山地区等13か所312haで、本数調整伐や改植等の海岸林整備を実施した。

<図9-6>治山事業の推移



資料：県森林環境保全課調べ

4 施設の長寿命化の推進

基幹的農業水利施設の保全管理

令和5年度末時点で県内の基幹的農業水利施設1,528か所のうち約48%が標準耐用年数を超過している。県では令和3年度に「第4期ストックマネジメント実施方針」を策定し、機能保全計画に基づいた施設の長寿命化対策を計画的に実施している。

令和4年度までに、196か所の基幹的農業水利施設の長寿命化対策に着手しており、令和5年度は新たに5か所着手した。

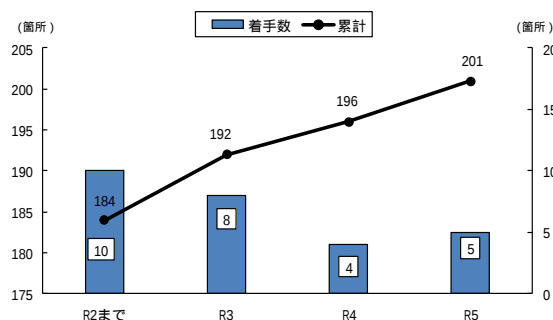
引き続き長寿命化対策を計画的に実施するとともに、施設管理者の減少や高齢化に対応するため、維持管理の省力化・合理化など戦略的な保全管理を推進することになっている。

<表>機能保全計画の策定状況

実施方針期別	期間	対象施設
第1期	H18～H22	59か所
第2期	H23～H27	93か所
第3期	H28～R2	42か所
第4期	R3～R7	111か所(目標)
合計		305か所

資料：県農地整備課調べ

<図9-7>長寿命化対策の実施状況



資料：県農地整備課調べ

治山施設の長寿命化対策

県では、令和2年度に治山施設の個別施設計画を策定し、点検・診断を定期的の実施しており、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの対策を適切な時期に実施することとしている。令和5年度は五城目町猿田沢地区ほか12か所で治山施設の長寿命化対策を実施した（治山事業の内数）。

<図>長寿命化対策（集水ポーリング工）



